一般社団法人 ウェルビーイング心理教育アカデミー

会員規約

一般社団法人ウェルビーイング心理教育アカデミー会員規約

第1章 総則

第1条(活動目的等)

- 1 一般社団法人ウェルビーイング心理教育アカデミー(以下「当アカデミー」という)は、「人や社会を幸せに導く、科学的根拠に基づいた理論と方法」に関して、人々が自身の生活に取り入れやすい形で学ぶことのできる生涯教育の場を提供します。また、学んだ人たちが、それぞれの場において実践し、自分の人生を自分で創造できる人たちを増やすことをその活動の目的としています。
- 2 前項の活動目的を達成するために、当アカデミーは正会員、準会員並びに賛助会員(以下総称して「会員」という)を募り、会員組織を構成します。
- 3 当アカデミーでは、世の中にウェルビーイングの価値を広め、自分の幸せを自ら創造できる人を増やし、幸せな社会を作っていくことをミッションと考えます。そのためにウェルビーイングに関する情報を教えたいと希望する人に、自信を持って教えられるよう学習の機会を提供することで社会に貢献したいと考えています。

第2条(本規約の範囲)

本規約は、当アカデミーに会員として入会したものが、当アカデミーの会員として行う一切の行為に適用されます。

第2章 会員

第3条(会員資格)

次の各号に掲げる条件を満たす者は、同各号の会員になる資格を有することとします。

- (1) 止会員 当アカデミー主催の講座を受講し、当アカデミーの活動目的に賛同する個人
- (2) 準会員 当アカデミーの活動目的に賛同する個人
- (3) 賛助会員

当アカデミーの活動目的に賛同する法人であり、当アカデミーの理事会において承認された者

注:当アカデミーの会員とは一般社団法人における社員ではありません。社員総会の議決権を有する者ではないため、法人運営に係る各種権利(理事任命解任、決算報告他)を行使することはできません。

第4条(入会)

次の各号に掲げる全ての要件を満たした場合、当アカデミーの会員となり、当アカデミーとの間に会員契約が 成立したものとします。

- (1) 当アカデミー所定の申込み方法により申込みをし、当アカデミーの承認を得ていること
- (2) 入会金及び年会費を当アカデミーが指定する期限までに支払ったこと
- (3) 本規約内容に同意していること

第5条(入会の不承認)

次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合、当アカデミーは入会を承認しないことがあります。

- (1) 入会申込書の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- (2) 過去に当アカデミーから会員資格を取消されたことがある場合
- (3) その他当アカデミーが、会員契約を締結することが不適当な事由があると判断した場合

第6条(会費の支払い等)

- 1 入会金及び年会費(以下「会費等」という)の額は、次の各号に定める額とします。
- (1) 正会員

入会金 なし

年会費 金1万円(非課税)

- ※一旦退会後、再入会の場合は別途審査あり
- (2) 準会員

入会金 なし

年会費 金5000円(非課税)

(3) 替助会員

入会金 金5万円(非課税)

年会費 金3万円(非課税)

- 2 入会金及び年会費は、入会時に一括払いとします。会員更新の時期は毎年1月から2月末とします。
- 3 入会金及び年会費は、当アカデミーが指定する当アカデミーの銀行口座に振込む方法でお支払い頂きます。

第7条 (会費等の払戻)

会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還致しません。

第8条(有効期限)

会員契約の期間は、その毎年4月1日から翌年3月31日まで(入会の初年度は入会した日から一番早く到来する3月31日まで)とし、次の各号に掲げる全てを満たした場合は、その期間が1期更新されたものとし、その後もまた同様となります。

- (1) 第6条による年会費を期限内に支払っており、所定の登録手続きを期限内に完了させていること
- (2) 当アカデミーより会員契約を更新しない旨の通知を受けていないこと
- (3) 本規約に違反していないこと

第9条 (変更の届出)

1 会員は、その氏名若しくは名称、住所、又は連絡先等について、当アカデミーへの届出事項に変更が生じた場合には、2週間以内にその旨及び変更後の事項を当アカデミーに対して通知する必要があります。

(アカデミーの事務局あてに件名を「会員登録情報変更」としメールでご連絡ください。)

2 当アカデミーは、会員が前項の通知を行わなかった事による不利益についての責任を負いません。

第 10 条 (会員の資格承継)

- 1 会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとします。
- 2 会員の地位の第三者への承継は一切出来ません。

第 11 条 (休会)

会員は、更新時期に限り、当アカデミー所定の方法により休会の通知をすることで、休会(最長2事業年度の間)することができます。休会年度中は全ての会員特典を受けることはできません。また会員復帰は次年度の会員更新時のみとなります。再度の更新時期に会員復帰の通知がない場合は自動的に退会扱いとなります。

第 12 条 (退会)

会員は、退会をしようとする時は、その退会の日の1 τ 月前までに、当アカデミー所定の方法により退会の通知をすることにより、退会することが出来ます。

年度途中の場合も、会費の返還はございません。また会員更新時期に更新手続きがなされずに会費未納期間が 一事業年度を超過した場合は、理由の如何を問わず退会となります。なお、講師資格保有者で本協会の著作物 を所有している場合は、返却が義務づけられます。

第 13 条 (会員資格の取消し)

当協会は会員が次の各号の1つに該当すると認めた場合、本会員契約を解除し、会員資格及び取得済みの資格 を剥奪することが出来るものとします。

- (1) 当アカデミーの名誉を著しく傷つける行為、又は会員としての品格を損なう行為があったと、当アカデミーが認めた場合
- (2) 当アカデミーに許可なく、当アカデミーの活動と関わりのない独自の商業活動を会員向けに行った場合
- (3) 当アカデミーに許可なく、当アカデミーと競業する行為(資格付与など含む)を行った場合
- (4) 当アカデミーに許可なく、当アカデミーの所有する商標権を侵害する行為を行った場合
- (5) 当アカデミーに許可なく、当アカデミーの所有する商標と類似の商標出願を行った場合
- (6) 当アカデミーに登録の情報に虚偽の内容がある場合
- (7) 当アカデミー又は当アカデミーの利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (8) 当アカデミーの事業活動を妨害する等により当アカデミーの事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (9)他の会員に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘(これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む)を行なった場合
- (10) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (11) 本規約又は、その他当アカデミーが定める規約に違反した場合
- (12) その他、会員として不適格と当アカデミーが判断する相当な事由が発生した場合

第3章 会員の権利

第 14 条 (権利)

- (1) 正会員は、次の各項目に掲げる権利を有します。
 - (1) 当アカデミーが主催するカンファレンスやイベントの優先案内と優待割引
 - ② 会員向けメールマガジンの購読
 - ③ 会員限定の各種セミナーへの参加
 - ④ 正会員限定のコミュニティへの参加
 - ⑤ 当アカデミーが主催する認定講座の再受講半額割引(養成講座を除く)(ただし、各開催により設定された再受講受け入れ人数の枠内に限ります)
 - ⑥ ウェルビーイングに関する国際学会の報告会への参加
 - (7) その他当アカデミーが別途定める権利
- (2) 準会員は、次の各項目に掲げる権利を有します。
 - ① 当アカデミーが主催するカンファレンスやイベントの優先案内と優待割引
 - ② 会員向けメールマガジンの購読
 - ③ 会員限定の各種セミナーへの参加
 - ④ その他当アカデミーが別途定める権利
- (3) 賛助会員は、次の各項目に掲げる権利を有します。
 - ① 当アカデミーが主催するカンファレンスやイベントの優先案内と優待割引
 - ② 会員向けメールマガジンの購読
 - ③ メルマガでの個人会員への紹介(会社・商品案内等)
 - ④ 当アカデミーサイトの賛助会員紹介ページへの無料掲載
 - ⑤ 会員を対象とした商品/セミナーなどの案内告知を行う権利(協会本部への事前申請要)
 - ⑥ その他当アカデミーが別途定める権利

第4章 その他

第 15 条 (著作権)

- 1 当アカデミーによって制作される著作物の著作権は全て当アカデミーに帰属します。
- 2 当アカデミーによって提供される著作物を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止します。

第 16 条 (秘密保持)

- 1 会員は、本規約に基づく会員契約の有効期間中並びに契約の期間終了後2年の間は、当アカデミーによって開示された、当アカデミー固有の技術上、営業上その他事業の情報(以下「秘密情報」という)を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、または第三者に開示してはなりません。
- 2 会員は、当アカデミーから開示された秘密情報を、自己の従業員その他企業内の者(以下本条において「従業員等」という)に開示する場合には、秘密情報を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ開示することができるものとします。なお、会員はその場合、当該従業員等に対して本規約による自己と同等の義務を遵守させるものとし、かつ、従業員等の行為について全責任を負います。
- 3 当アカデミーは会員の従業員等において前項の義務に違反する状態を覚知した場合、直ちに乙又は乙の従業員等に対して、当該違反状態を是正するために必要な措置を講じることを求めることができるものとします。

第 17 条 (競業禁止)

会員は、本契約の期間中並びに本契約の終了後2年の間は、自己又は第三者の名をもって、本事業と同種又は類似の事業、ならびに、本事業と同種又は類似の事業を行う者に対する役務の提供をしてはならず、いかなる従事もしてはなりません。ただし、当アカデミーへの事前の相談および当アカデミーの書面による同意がある場合を除きます。

第 18 条(個人情報)

次の各号に挙げる場合は、入会申込及び更新提出書類に記載された個人情報を、当アカデミーが利用又は、第 三者へ提供することができます。

- (1) 当アカデミーの活動に関して使用する場合
- (2) 法令等に基づく場合
- (3) 人の生命、身体または財産の保護の為に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは、地方公共団体又はその委託を受けたものが、法令の定める業務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第 19 条 (免責及び損害賠償)

- 1 会員は、当アカデミーの活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または、第三者が損害を被った場合であっても、当アカデミーは一切責任を負わないものとします。
- 2 仮に当アカデミーが会員に対して損害賠償を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、当アカデミーは、間接損害、特別損害、遺失利益、ならびに第三者からの請求及び、軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとします。
- 3 会員が退会・除名等により会員資格を損失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとします。
- 4 会員は故意又は過失により当アカデミーに損害を与えた場合は、その賠償をする義務を負うものとします。

第 20 条 (規約の追加・変更)

当アカデミーは、理事会の決定に基づき、本規約及び本規約に付随する規程の全部又一部を変更することができるものとします。当アカデミーにより変更された本規約は、当アカデミーのウェブサイト上会員専用ページに掲載された時点で、効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束されるものとします。

第 21 条 (条項等の無効)

本契約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法または無効であると判断された場合であって も、当該条項以外の本契約の効力は影響を受けないものとします。

第 22 条 (訴訟管轄)

本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をその管轄裁判所とします。

第 23 条 (協議事項)

本規約の内容について協議が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、 円滑に解決を図るものとします。

以上、本規約の効力は平成29年4月1日より、生じるものとします。